

平成29年 第12回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	平成29年12月21日	開会場所	ふじみ野市役所3階A301会議室		
開会の日時 及び宣告者	開会	平成29年12月21日	午後1時30分	議長	
	閉会	平成29年12月21日	午後1時55分	議長	
議長	野澤利夫				
No.	氏名	出欠	No.	氏名	出欠
1	新井良司	出	10	小川修	出
2	柿沼隆	出	11	粕谷雄一	出
3	内田輝美	欠	12	星野秀雄	出
4	島田和之	出	13	富田博明	出
5	高野喜好	出	14	野澤利夫	出
6	岸澤七郎	出	15	浅見伸明(最)	出
7	岡部英作	出	16	鈴木潔(最)	出
8	原田晴男	出	17	岡本和廣(最)	出
9	原田元一	出			
出席者数	農業委員 定数 14名 出席者 13名		農地利用最適化推進委員 定数 3名 出席者 3名		
議事参与(説明者)			書記		
本橋直人 渡辺正二					

その他重要と 認める事項	
	<p data-bbox="475 707 1374 808">上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p data-bbox="895 1095 1241 1128">平成29年12月21日</p> <p data-bbox="571 1290 1310 1323">議 長 印</p> <p data-bbox="571 1420 1310 1453">署名委員 印</p> <p data-bbox="571 1550 1310 1583">署名委員 印</p>

		ふじみ野市農業委員会会長は、平成29年12月21日、午後1時30分、ふじみ野市役所3階A301会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	議長	議事録署名委員に9番・10番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第29号、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出に関する件1件について報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第29号について承認します。
日程第4	議長	日程第4、報告第30号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件1件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第30号について承認します。
日程第5	議長	日程第5、報告第31号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に関する件5件を報告する。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第31号について承認します。

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p> <p>議 長 事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>議 長</p> <p>10 番委員</p> <p>2 番委員</p> <p>10 番委員</p>	<p>日程第 6、議案第 30 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件 1 件を議題とします。</p> <p>案件についての朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人の〇〇さんは市内市沢のマンションに居住しており障害がある長女が自立支援センターに通所しています。</p> <p>申請地は施設の近隣にあるため、長女の施設へ通う利便性を考慮して今回の戸建住宅建設の 5 条申請です。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>この案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。</p> <p>私は申請地西側の農地を所有しており、5 月にも今回の申請地隣の戸建の申請が出された時も、作物への影響を考慮して申請地内の少し東側にずらして建築して欲しいと要望したが、希望どおりにはなりませんでした。</p> <p>今回の申請に関しても同様の要望をしたが、建物が平屋建てという理由で要望には応じてもらえず、隣地土地所有者の同意は承諾しませんでした。同意書に承諾しなくても農地転用許可には支障が無いとのなので、住宅が建築されてしまうことはやむを得ないと考えています。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>境界からはどの位離してありますか。</p> <p>狭いところで 1 メートル位です。</p> <p>民法では 50 センチ離すよう規定されているが守ったとしても紛争に発展してしまうこともあり、紛争になった場合は裁判所に調停を申し立て、双方の話し合いにより解決する方法もあります。</p>
--------------	---	--

	<p>2 番委員 事 務 局</p> <p>16 番委員 事 務 局</p> <p>議 長 全 委 員 議 長</p> <p>全 委 員 議 長</p> <p>議 長</p>	<p>そこまで問題にしたいとは考えていません。</p> <p>隣地の同意については、必須の書類になっておらず、入間地区管内では川越市等、半数の農業委員会は添付を求めています。本市においては事前に計画を周知してトラブルを未然に防止するためにも同意書の添付を求めています。</p> <p>また、5月の案件の際には要望を受けて西側に50センチ位、移動してもらえたと思います。</p> <p>住宅が建つことにより、日陰の他にも農薬や埃の問題等、様々な問題が生じるので、建設する方には地域の状況を理解してもらわなければならないと思います。</p> <p>隣地同意書を必須添付書類にすることはできないのですか。</p> <p>農地法施行規則上では必須の書類になっておらず、ふじみ野市独自の基準で必須の添付書類とすることはできません。</p> <p>また、農地周辺での住宅等計画の場合は代理人を通して代理人に要望は伝えます。</p> <p>他に質議はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第30号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、平成29年第12回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了1時55分)</p>
--	---	--